

T&M通信

～税務と経営～

2021年5月号

今月の経営チェックポイント✓

- 市町村長から個人住民税の特別徴収税額の通知があります。
※令和3年度の住民税の給与からの特別徴収は、6月分からの徴収になります。
- 雇用調整助成金の現行特例が一律で適用されるのは4月末まで、5月以降は経営・地域の感染状況により支給額に差がつきます。詳細は未定ですので、受給予定の方はその都度厚生労働省のホームページをご確認ください。
- 今月の祝日は、3日憲法記念日、4日みどりの日、5日こどもの日です。
- 5月、6月決算法人の方は、賞与等決算の対策の準備をして下さい。

納税期限スケジュール

- 確定申告税額の延納届による延納税額の納付期限
5月31日(月)
- 自動車税・軽自動車税の納付期限
5月31日(月)

※当事務所におきましても、5月よりクールビズの推進を行います。何卒よろしくお願い致します。



着眼点 「 緊急事態宣言下のゴールデンウィーク 」

税理士 亀元 祐希

4月25日から5月11日まで緊急事態宣言が発令されたことにより、昨年に引き続き今年のゴールデンウィークも緊急事態宣言下で迎えることとなりました。昨年と異なり、今回は東京都・大阪府・京都府・兵庫県の4都府県で実施され、愛媛県・埼玉県・千葉県・神奈川県・愛知県・沖縄県・宮城県の7県についてはまん延防止等重点措置の対象地域となっております(4月28日執筆時現在)。ゴールデンウィークといえば飲食・観光業によっては書き入れ時でもあり、他方でまとまった休暇を取得できる方にとっては体を休めるよい機会なのですが、今年もそうはいかなそうです。

さて、今回は緊急事態宣言に伴う休業要請及び時短要請に対する協力金についてまとめましたので関係する事業者様はご参考ください。なお、下記の記載は京都府の発表によるものであり、他の都府県については異なる場合がございますのでご注意ください。

1. 飲食店等への協力金
- ①対象施設・要請内容

対象施設		要請内容	
飲食店等	【飲食店】※ 飲食店、喫茶店（宅配・テイクアウトサービスは除く） 【遊興施設】※ バー、カラオケボックス等 ※食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている店舗 【カラオケ】 カラオケ店（食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む）	酒類提供又はカラオケ設備を提供する場合	休業要請
		酒類提供又はカラオケ設備を提供しない場合	時短要請 (5時から20時)
	結婚式場 ※ホテル・旅館等での結婚式を含む	・酒類提供又はカラオケ設備の使用自粛 ・時短要請（午前5時から午後8時まで）	

②休業要請・時短要請に応じた場合の協力金

中小企業	売上高に応じて1日4万円～10万円 前年又は前々年の時短要請月と同じ月の1日当たりの売上高×0.4
大企業	売上高減少額に応じて1日最大20万円（※） （前年又は前々年の時短要請月と同じ月の1日当たりの売上高－当該年度の時短要請月の1日当たりの売上高）×0.4

※ まん延防止等重点措置に係る協力金の場合には中小企業もこちらの方式を選択できておりましたので、今回も同様かと思われませんが、詳細は支給要領が公表されるまでお待ちください。

2. 飲食店以外への協力金

①対象施設・要請内容

対象施設	要請内容
映画館等	映画館、プラネタリウム など
運動・遊戯施設	ボウリング場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マーじゃん店、パチンコ屋、ゲームセンター、体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場 など
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など
商業施設(生活必需物資販売施設以外)	大規模小売店、百貨店 など

施設の床面積の合計が1,000平方メートル超：休業要請

施設の床面積の合計が1,000平方メートル超：休業要請（生活必需物資を除く）

②休業要請・時短要請に応じた場合の協力金

大規模施設(施設の床面積の合計が1,000平方メートル超)	特措法第24条第9項に基づく休業要請に応じた集客力の高い大規模施設に対して、20万円/日・施設を支給
テナント・出店者	当該施設においてテナント契約に基づき一般消費者向け事業を営む事業所等に対して、2万円/日・事業所を支給

●土地の相続登記の義務化について

4月21日の参院本会議で、所有者不明土地問題の解消を目指す改正不動産登記法、改正民法、新法の相続土地国庫帰属法が可決・成立しました。

所有者が死亡した後も所有権移転登記がされていない所有者不明の土地や、所有者が住所変更等した後も変更登記がされていない土地では、公共事業の遅延や不法投棄、さらに治安の悪化など、いわゆる「空き家問題」が以前からありました。今回の不動産登記法改正によりこういった問題解決が期待されるようです。

◆改正のポイント

① 相続登記の義務化

土地の取得を知った日から3年以内に登記しなければ10万円以下の過料がかかる。

② 住所変更登記の義務化

土地の所有者が住所変更した場合、2年以内に変更登記しなければ5万円以下の過料がかかる。

なお、この改正は2023年から施行されます。

（文責：田中 恵子）

●最終回 働き方改革関連法 ～雇用形態に関わらない公正な待遇の確保～

働き方改革関連法が施行された際、「有給休暇の取得義務」と並んで注目されていた言葉があります。それが今回のテーマとなる『同一労働 同一賃金』です。

長々と説明するような内容ではなく、読んで字の如く、『同じ労働内容だったら雇用形態に関わらず公正な待遇をしましょう』という法律です。この法律でいう待遇とは、基本給、昇給、賞与、各種手当だけでなく、教育訓練や福利厚生等 あらゆる面での待遇です。例えば、正社員（フルタイム無期契約労働者）と非正規社員（有期契約労働者、パートタイマー、派遣労働者など）で、日々同じ職務内容をこなしているのに、雇用形態が違うだけで賃金が低い、賞与がない、家族手当がつかない……などよく聞く話かもしれません。そんな労働者が納得いかないような環境を変えていくことを目指した法です。企業の取組としては、賃金諸々を決定する際のルールや基準を労働者に明示し、納得の上で勤務してもらおう、といったところです。

しかし、働き方改革関連法が施行され始めた2019年と今の時代では、全くの別物と言っていいほど世界は様変わりしました。柔軟で多種多様な働き方が求められる今、今回の『同一労働 同一賃金』だけでなく、働き方改革関連法自体 あまり沿わない部分も多くあると思います。

ということで、働き方改革シリーズは今回で最終回です。『労働時間の客観的な把握の義務化』など、書きたいテーマもあったのですが、これらリモートワークが増加している現代においては、ちょっと難しくなっていると感じます。今後、新型コロナウイルスを始めとする新たな感染症対策等々を盛り込んだ【新・働き方改革】が施行されるかもしれませんが、その際は新・旧で比較してご紹介できたらと思います。

（文責：松原 礼）